平成２１年（フ）第１８６号
佐賀県伊万里市脇田町1454番地110
債務者　河村智恵子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１８７号
佐賀県西松浦郡有田町南原丁163番地５
債務者　中山　義隆
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第４５号
熊本県球磨郡球磨村大字渡丙349番地
債務者　中園　幸一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第１６０６号
名古屋市緑区大清水１丁目1108番地　サウスヒルズ大清水507号
債務者　松井　嘉暁
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６６号
北九州市小倉北区高坊１丁目11番４―204号
債務者　浅尾　信吉
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６５７号
北九州市小倉北区金田２丁目３番19号
債務者　藤田工業こと　藤田　優児
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２６７号
奈良市神殿町571番地の１　ハイツ報徳302号
債務者　城山眞由美
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３４５号
奈良市南登美ヶ丘２番17―201号
債務者　大谷　邦彦
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３６４号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺２丁目12番23号
債務者　中畠　豊彦
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３９４号
奈良県生駒郡平群町大字椿井466番地の４
債務者　一居　直美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３９６号
奈良市朱雀６丁目13番地の６
債務者　石川　万実
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３９７号
奈良市朱雀６丁目13番地の６
債務者　玉城由紀子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第４１２号
山口県下関市一の宮住吉１丁目８番27号
債務者　福原富美恵
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第４１３号
山口県下関市一の宮住吉１丁目８番27号
債務者　福原　勝利
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３１８号
熊本市刈草２丁目６番22号
債務者　内藤　洪義
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４４７号
熊本市清水万石１丁目10番15号
債務者　吉武佳代子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４８４号
熊本県上益城郡山都町猿渡1678番地
債務者　橋本　直美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４８７号
熊本市龍田４丁目13番70号、前住所長崎市大園町９番11―1207号
債務者　岩松　　忍
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部